

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年6月15日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

（1）名称 BP2

所在地 新潟市中央区八千代2496番地1外

（2）名称 万代シテイビルボードプレイス

所在地 新潟市中央区八千代2丁目2075

（3）名称 万代シテイレジャービル

所在地 新潟市中央区万代1丁目4番8号

設置者 株式会社万代開発

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）数 22箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

（変更後）数 21箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

平成24年1月29日(但し, 軽微変更と認められた場合, その日以降)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成23年9月1日

4 変更しようとする理由

シルバーボウル駐車場の営業を終了するため。

5 届出年月日

平成23年5月30日

6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年6月15日から平成23年10月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp